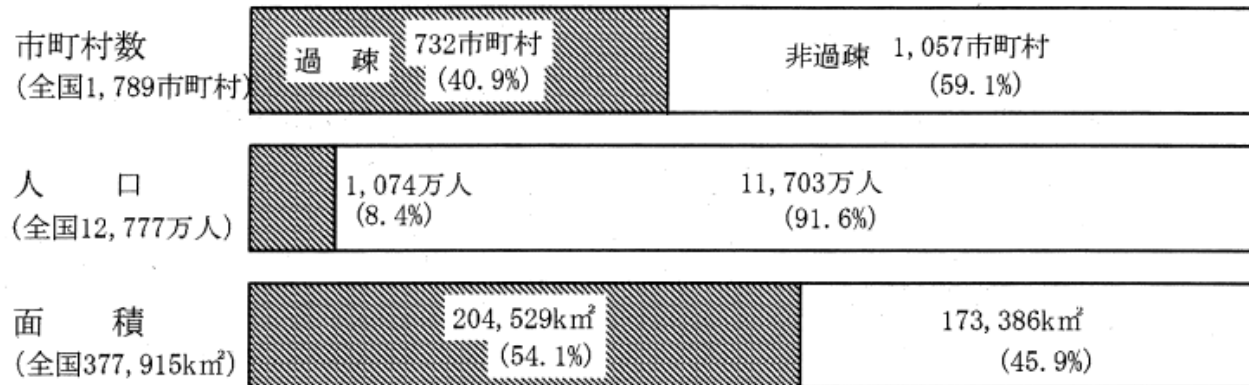


# 過疎地域の現状①

## (過疎地域の現状)

○ 過疎地域は、人口では全国の約8%であるが、過疎地域を含む市町村数では全国の4割を占める。

図表2 過疎地域が全国に占める割合



(備考) 1 市町村数は平成20年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

人口及び面積は平成17年国勢調査による。

2 東京都特別区は1団体とみなす。

《過疎地域の要件》3 ( ) は構成割合である。

○ 「過疎地域」とは、以下の「人口要件」と「財政力要件」に該当する地域。

(1) 人口要件：以下のいずれかに該当すること

- 1) 昭和35年～平成7年の人口減少率が30%以上
- 2) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率(65歳以上)24%以上
- 3) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、若年者比率(15歳以上30歳未満)15%以下
- 4) 昭和45年～平成7年の人口減少率が19%以上

\*ただし、1)2)3)の場合、昭和45年～平成7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

(2) 財政力要件：平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下、かつ公営競技収益が13億円以下であること(施行令第1条)。

【追加公示】 平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う(法第32条)。

(1) 人口要件：上記要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。

(2) 財政力要件：上記要件を、平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

【出典：総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)70